

# 直営施設の見直し方針への対応(継続案件)

## ○ 指定管理者制度を導入する施設

施設名〔所管課〕	対 応 状 況
県営住宅 〔建築住宅課〕	<p>○県営住宅における指定管理者制度の導入については、平成19年度、「公の施設のあり方検討部会」より、「指定管理者制度を導入すべきである」との提言を受け、「県行政改革・地方分権推進本部」において「可能な範囲から制度導入を行う」ことが決定したことから、平成22年度より、「効果的で効率的な管理」を行うことができるよう、比較的戸数の集積がある中予地方局管内の県営住宅において導入し、現在まで継続している。</p> <p>○一方で、東予・南予地方局管内の県営住宅は、小規模団地が広範に分散し、効率的な管理が困難な上、入居者の決定など法令に基づく一部の事務は、引き続き県が実施する必要があるため、県のみで同制度を導入するメリットは低い。</p> <p>○中予地方局管内県営住宅における第4期(令和4年度から令和8年度)指定管理者選定に先立ち、あらためて東予・南予地方局管内の県営住宅への拡充を検討した結果、状況に変化がないことから、現段階では県単独での導入は行わない。</p> <p>○今後は、県と市町で構成する地域住宅協議会等において、「県と市町での指定管理者共同指定」や、「県と市町の連携による事業の共同化」等、県営住宅と市町営住宅の役割の見直しなどを含むより効率的な運営方策について、引き続き別途検討を進めていく。</p>